

高齢者叙勲

高齢者叙勲（春秋叙勲を受章されていない方で満88歳を迎える方）をご紹介します。

瑞宝双光章

野田 宗範氏（野坂町）
（秘書広報課） ☎ 22-12201

問 秩父郡市叙勲者連合会事務局
（秘書広報課） ☎ 22-12201

8月は「道路ふれあい月間」
樹木や生け垣の適切な管理をお願いします

8月10日は「道の日」です

道路を安全に利用していただくために、個人所有の樹木などを点検し、道路に張り出さないよう定期的な手入れをお願いします。

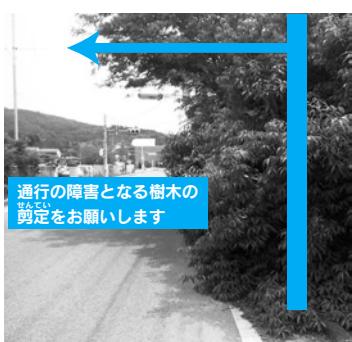
次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木などの剪定をお願いします。

①道路、歩道へ樹木などが張り出している。

②枯れ木、折れ枝などにより通行への障害がおきる恐れがある。

③竹木等の繁茂による通行への障害がある。

※道路や歩道に張り出している樹木または倒木などが原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者の責任を問われる場合があります。



【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金】を支給します！

支給期間 申請月から3ヶ月
申請付 8月末まで
なお、詳細は市HPをご確認ください。
問 社会福祉課 ☎ 25-15204

道路に隣接している

道路に隣接している

※作業時は通行車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。

※県や市では、個人所有の樹木などの伐採は行いませんが、災害時などの緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木などを予告なく伐採・撤去することがあります。

埼玉県秩父市整備事務所管理担当 道路管理課 ☎ 26-16861
当・道路相談担当 ☎ 22-13715

令和2年市報11月号11ページでもお知らせしましたが、民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。そのため現在は、20歳になるまでは法定代理人（親権者か後見人）の同意のない契約は取り消すことができます（※例外は後述）が、来年4月からは18歳になると取り消せなくなります。



若者を見守る立場の方々へ

若者の中には、トラブルを周囲に相談できず諦めてしまったり、セールストークを信じて疑うこと

ができない方が少なくありません。

万が一トラブルに巻き込まれて

いると分かつたら、消費生活セン

ターや無料法律相談など身近な相

談窓口を案内してください。

若者の皆さんへ

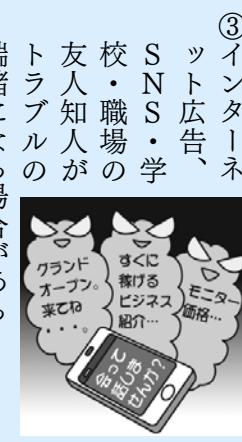
困ったときは、一人で悩まずに、全国共通の電話番号「消費者ホットライン」1-888番にご相談ください。

※法定代理人が処分を許した財産

の範囲の契約、営業上の契約、

婚姻している場合・詐術を使つて成人を装った場合の契約など

は取り消せません。



若者の消費者トラブルを防ぐために

防ぐために

消費生活センターからのお知らせ

②手持ちのお金がなくても、サラ金や学生ローンの利用を勧められたり、クレジットカードで代金を支払わされたりする場合がある

③インターネット広告、SNS・学

校・職場の友人知人がトラブルの端緒になる場合がある

とのことです。

若者が法的には成年として扱われることになり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなると言われているのです。

国民生活センターの発表情報（令和3年4月8日「狙われる!?18歳・19歳「金」と「美」の消費者トラブルに気をつけて！」）によると、

①もうけ話や美容関連のトラブルに巻き込まれる年齢が早まる恐れがある。

秩父市消費生活センター 每週月～金曜日（祝祭日は休み）午前9時～正午、午後1時～4時 ☎ 25-15200

担当部署が不明の場合や“緊急”の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！

☎ 26-1133 (専用電話)

2021.7 4